

令和6年度第2回情報公開・個人情報保護審査会 次第

日 時 令和6年8月7日（水）

午前10時00分から

場 所 越前市生涯学習センターeホール

1 会長あいさつ

2 協議事項

(1) 越前市情報公開条例の改正について

3 その他

配布資料

- 資料1 越前市情報公開条例の改正について
- 2 越前市情報公開条例（新旧対照表）

- 参考資料1 行政機関の保有する情報の公開に関する法律
- 2 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令
- 3 情報公開・個人情報保護審査会設置法

越前市情報公開条例の改正について

令和6年8月7日
越 前 市

制度見直しによる変更点

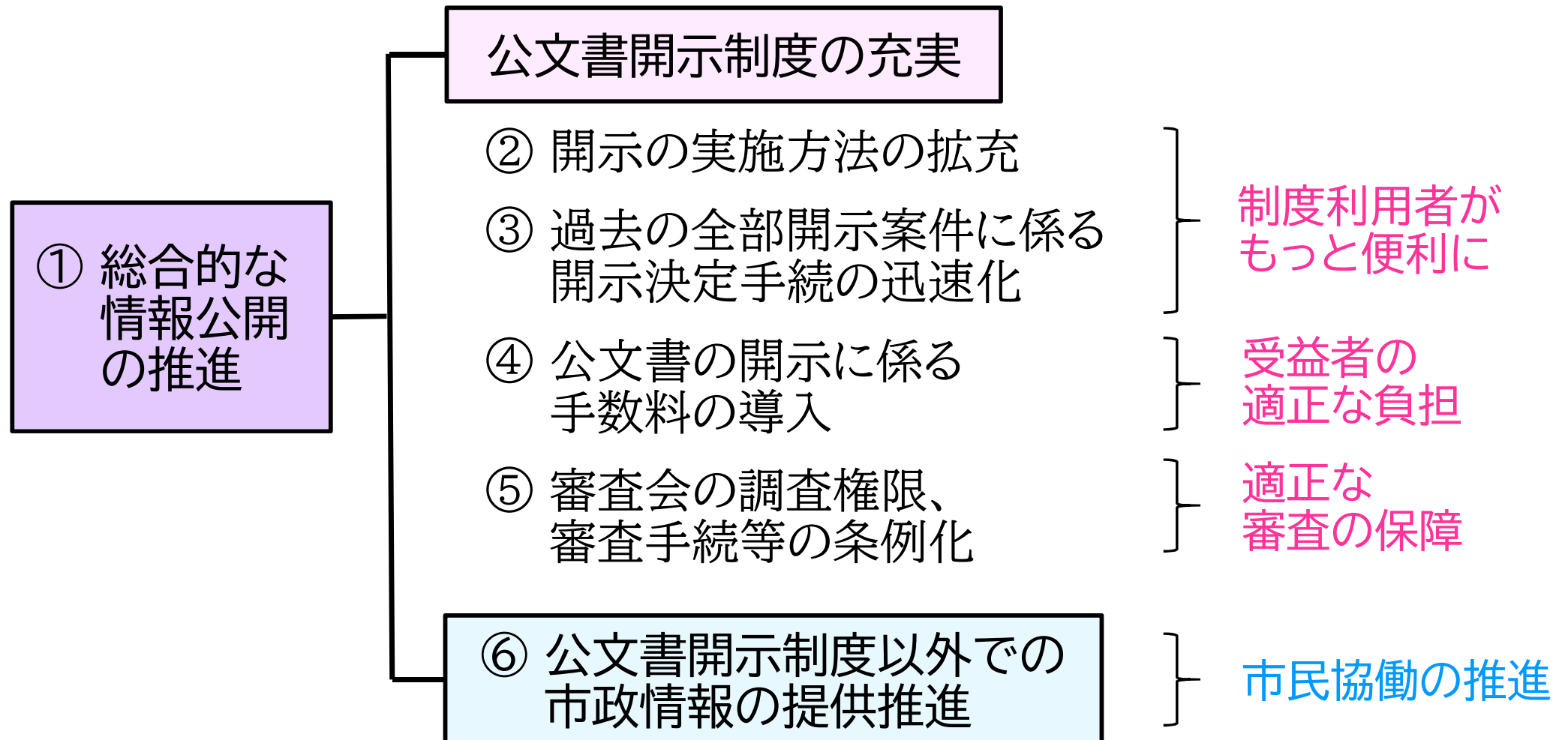
市民にとっての変更点

- 1 デジタル化の進展に合わせた公文書開示方法の拡充による利便性の向上
 - ・電子メールの送信、電磁的記録媒体(CD-R等)の交付による方法を追加
- 2 受益者に適性な負担を求めるため、公文書開示に係る手数料を導入
 - ・開示にあたり、請求手数料と実施手数料を徴収
- 3 積極的な市民協働を推進するため
公文書開示制度以外での市政情報の提供を推進
 - ・需要の多いオープンデータの発信を強化

職員にとっての変更点

- 1 デジタル化の進展に合わせた公文書開示方法の拡充による事務の省力化
- 2 開示決定手続の簡素化による事務の省力化

制度見直しの全体像



①総合的な情報公開の推進

- 公文書開示制度に基づく市民の知る権利のより一層の保障
- 公文書開示制度以外での、市政情報の積極的な公開の推進

条 例	現 行	改正後(案)
目 的 [第1条]	・市政の公正な運営の確保 ・市民と市との信頼関係の増進 ・市民参加による開かれた市政の推進	・市政の公正な運営の確保 ・市政に対する市民の理解と信頼の増進 ・市民参加、市民協働による開かれた市政の推進
手 段 [第1条]	・公文書開示制度	・市民の知る権利の適正保障 ・市の保有情報の公開の推進
実施機関の責務 [第3条]	・公文書開示請求権を十分に尊重	・公文書開示と市政情報の積極的な提供
開示義務 [第7条]	・非開示情報は、開示しないことが可能	・非開示情報以外の情報には、開示義務

②開示の実施方法の拡充 [第16条]

デジタル化の進展を踏まえ、電子メールによる開示、電磁的記録媒体の交付を追加

※電子メール開示を標準手法とするのは、県内の市で初

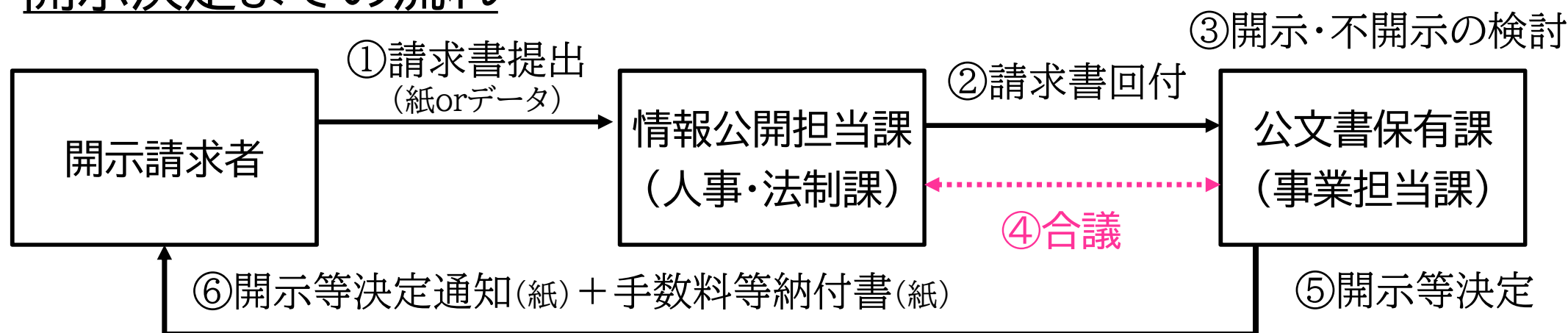
公文書の種別	開示の実施方法	
文書、図画 (紙起案)	閲覧	
	写しの交付	紙
		電子メール
		電磁的記録媒体(CD-Rなど)
電磁的記録 (電子起案)	閲覧、視聴	
	出力した紙の交付	
	電子メール	
	電磁的記録媒体(CD-Rなど)	

③過去の全部開示案件に係る 開示決定手続の迅速化 [事務取扱要綱]

過去に全部開示の決定をした公文書(※)については、公文書保有課は、情報公開担当課の合議を経ずに開示決定することを可能とする。

※ 住居表示台帳や、公図と航空写真の重ね図 を想定

開示決定までの流れ



④公文書の開示に係る手数料の導入 〔第18、19条〕

○ 手数料 = (1) 請求手数料 + (2) 実施手数料

(1) 請求手数料 … 開示請求書の受付、開示決定通知書の作成・送付に要する手数料

300円(注1) × 請求に係る公文書の件数(注2)

注1 オンライン申請(メール、県の電子申請サービス)の場合は200円

注2 請求対象となる公文書が綴られている文書ファイルの数。
同一文書ファイル内の複数の公文書は、1件で算定。

(2) 実施手数料 … 公文書の開示の実施に要する人件費、庁費、媒体代

・公文書の種別、開示の実施方法ごとに、基本額を設定(次頁)

・基本額 ≤ 請求手数料 のときは、0円

・基本額 > 請求手数料 のときは、超過分(基本額 - 請求手数料)

○ 手数料のほか 送付(郵送)に要する実費相当額 を別途徴収

④公文書の開示に係る手数料の導入 〔第18、19条〕

公文書の種別	開示の実施方法		実施手数料の基本額
文書、図画 (紙起案)	閲覧		無料
	写しの交付	紙	[白 黒] 10円×開示文書の枚数 [カラー] 50円×開示文書の枚数
		電子メール	10円×開示文書の枚数
		電磁的記録媒体 (CD-Rなど)	媒体代+10円×開示文書の枚数
電磁的記録 (電子起案)	閲覧、視聴		無料
	出力した紙の交付		[白 黒] 10円×開示文書の枚数 [カラー] 50円×開示文書の枚数
	電子メール		210円×開示ファイル数
	電磁的記録媒体(CD-Rなど)		媒体代+210円×開示ファイル数

④公文書の開示に係る手数料の導入 〔第18、19条〕

- 市民の知る権利を適正に保障し、市民参加・市民協働による開かれた市政を推進する観点から、市と一定の関りがある者(※)からは、請求手数料を徴収しない。

※「市と一定の関りがある者」は、次のいずれかに該当する者

- ・市内に住所を有する者
- ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・市内の事業所又は事務所に勤務する者
- ・市内の学校に在学する者
- ・市内に固定資産を有する者

- 生活保護費受給者など、資力のない者への減免制度を創設。実施手数料を、最大2,000円減免。

⑤審査会の調査権限、審査手続等の条例化

○ 審査会の組織、調査権限等の規定を、規則から条例へ

委員 [第25条]	・5人以内 ・任期2年(再任可) ・優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱
会長 [第26条]	・委員の互選で決定 ・職務代理者は、会長が予め指名
会議 [第27条]	・会長が招集し、議長となる ・定足数は、過半数 ・議事は過半数で決定
調査権限 [第28条]	・諮問庁(開示決定等をした市の機関)に対し公文書の提出を求める権限 ☞ 諮問庁に応答義務あり ・審査請求人、審査庁に対し、意見の提出や、意見陳述などを求める権限

⑤審査会の調査権限、審査手続等の条例化

○ 法律(情報公開・個人情報保護審査会設置法)に倣い規定を追加

審査請求人等の権利 [第29、30条]	・審査請求人等による口頭での意見陳述、意見書・資料の提出の権利
委員による調査手続 [第31条]	・審査会から指名された委員は、諮問庁から提示された公文書を閲覧、調査し、審査請求人等の意見陳述を聴く
提出書類の写しの送付等 [第32条]	・諮問庁や審査請求人等から提出のあった意見書や資料は、その写しをもう一方の者に送付
調査審議手続の公開 [第33条]	・審査請求に係る調査審議を除き、公開
答申書の送付 [第34条]	・審査請求に係る諮問に対する答申書は、その写しを審査請求人等に送付するほか、内容を公表

⑥公文書開示制度以外での市政情報の提供推進

○ 市民協働を促すオープンデータの発信強化

- ・市ホームページにおいて公開中のオープンデータ(例)
 - ☞ ごみの分別方法、AED設置場所、観光・グルメスポット など
- ・オープンデータを利用し、開発されたサービス(例)
 - ☞ ごみの分別方法検索アプリ
- ・需要度が高いデータから優先的に公開を実施
 - ☞ 市ホームページ等でニーズ調査を実施

その他所要の改正

○ 情報公開法に合わせるもの

(1) 不開示情報 [第7条第1項]

- ☞ 独立行政法人、地方独立行政法人の役職員の職、職務遂行情報 を不開示情報の例外とする [第2号ウ]

(2) 公益上の理由による裁量的開示 [第9条]

- ☞ 公益上特に必要があると認めるときは、不開示情報(法令又は条例の規定により開示することができないと認められる情報を除く。)を開示できる

(3) 存否応答拒否の扱い [第11条第2項]

- ☞ 現行では請求拒否決定としてるものを、不開示決定の一部として位置づける

その他所要の改正

○ 情報公開法に合わせるもの

(4) 第三者の意見書提出の機会の付与等 [第15条第2項]

- ☞ 次の場合は、第三者に意見書提出の機会を付与することを必須とする
- ・生命、健康、生活、財産を保護するために、
公にする必要があると認められる情報を開示しようとするとき
 - ・不開示情報を、公益上の理由により裁量で開示しようとするとき

(5) 第三者の反意に反する開示決定 [第15条第3項]

- ☞ 第三者が開示に反対したにもかかわらず、開示を決定したときは、
- ① 開示決定の日と開示を実施する日の間は、最低2週間を空ける
 - ② 第三者には、開示決定をしたことと、その理由を書面で通知する

(6) 全体の構成(条の順序)

その他所要の改正

○ 他の自治体の規定に倣い追加するもの

(1) 実施機関に地方公営企業を追加 [第1条]

- ☞ 市上下水道事業には管理者を置かず、市長がその権限を行使
[越前市上下水道事業等の設置等に関する条例第3条第1項、地方公営企業法第8条第2項]
- ☞ 現行では、条例第1条第1号の「市長」に、
上下水道事業の権限を行使する者としての市長が含まれると解釈
- ☞ 地方公営企業(市上下水道事業)が実施機関に含まれることを明確にするもの

(2) 指定管理者の情報公開 [第41条]

- ☞ 現行では、個別の指定管理者との協定において、
指定管理業務に関する文書の公開に努めることを規定
- ☞ 一般化させるため、当該趣旨の規定を条例に追加するもの

デジタル技術の進展に伴う課題

- デジタル技術の進展により
意思決定や情報交換の手段が多様化
文書(紙+電子決裁) + メール、チャット、オンライン会議
- とりわけ、意思決定の過程や事務事業の成果に関するものは、
市民への説明責任を果たすために、適切な管理が必要
- メール、チャット等の文書についても
情報公開制度のもとで市民によるチェック機能が働くよう
作成、取得、保存等に関するルールを定めることが必要
- 情報公開制度と並行して、文書管理に係る規定の見直し

新制度移行までのスケジュール（第1回審査会提示）

	R 6 6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R 7 1月	2月	3月	4月
人事・法制課	○他実施機関との調整 				○R7当初予算要求 			○庁内研修 ○規則、要綱の制定 			○新情報公開制度 スタート 
情報公開審査会	○見直し方針(案) の提示		○改正条例骨子(案) の提示		○改正条例(案)の提示						
市議会	○6月議会		○9月議会				○12月議会 改正条例案の提出				

参考／開示に係る手数料・実費(国との比較)

	公文書の種別	開示の実施方法		越前市		国	
				現行	見直し後		
請求手数料	—	—		—	300円(※)×公文書の数 ※オンライン申請の場合は200円	300円(※)×行政文書の数 ※オンライン申請の場合は200円	
実施手数料	文書 図画 (紙起案)	閲覧		無料	無料	100枚までごとににつき100円	
		写しの 交付	紙	白黒	10円×開示文書の枚数	10円×開示文書の枚数	10円×開示文書の枚数
				カラー	50円×開示文書の枚数	50円×開示文書の枚数	20円×開示文書の枚数
			電磁的記録媒体 (CD-Rなど)		媒体(現物徴収)	媒体代(CD-R 100円、DVD-R 120円) + 10円×開示文書の枚数	媒体代(CD-R 100円、DVD-R 120円) + 10円×開示文書の枚数
			電子情報処理組織 の使用		—	10円×開示文書の枚数 (電子メールでの送信)	10円×開示文書の枚数 (電子情報処理組織の使用)
	電磁的記録 (電子起案)	閲覧、視聴		無料	無料	閲覧／100枚までごとににつき200円 視聴／410円×開示ファイル数	
		出力した紙の交付	白黒	10円×開示文書の枚数	10円×開示文書の枚数	10円×開示文書の枚数	
			カラー	50円×開示文書の枚数	50円×開示文書の枚数	20円×開示文書の枚数	
		電磁的記録媒体の交付 (CD-Rなど)		媒体(現物徴収)	媒体代(CD-R 100円、DVD-R 120円) + 210円×開示ファイル数	媒体代(CD-R 100円、DVD-R 120円) + 210円×開示ファイル数	
		電子情報処理組織の使用		—	210円×開示ファイル数 (電子メールでの送信)	210円×開示ファイル数 (電子情報処理組織の使用)	
実費	—	—		■の実費徴収(写しの作成) 郵送料相当額(写しの送付)	郵送料相当額(写しの送付)		

参考／開示に係る手数料・実費(福井県及び県内他市)

(1) 実費徴収のみ(手数料を徴収していない)自治体・・・福井県+5市〔福井、敦賀、大野 鯖江、坂井〕

	区 分		福井県	福井市	敦賀市	大野市	鯖江市	坂井市
実 費	写しの 作成	白 黒 (文書1枚あたり)	10円	10円	10円	10円	10円	10円
		カラー (文書1枚あたり)	20円	20円	50円	20円	60円 (電磁的記録は50円)	100円
		光ディスク (ディスク1枚あたり)	CD-R 30円 DVD-R 60円	CD-R 70円	CD-R 30円 DVD-R 60円	—	CD-R 100円 DVD-R 100円	—
		その他の方法	方法に応じた 実費相当額	フロッピーディスク 30円／枚 その他方法に 応じた 実費相当額	—	—	カセットテープ 150円／巻 ビデオテープ 200円／巻 フロッピーディスク 50円／枚 その他方法に応じた 実費相当額	写真 実費相当額
	写しの送付		郵送料	郵送料	郵送料	郵送料	郵送料	郵送料

参考／開示に係る手数料・実費(福井県及び県内他市)

(2) 手数料＋実費を徴収している自治体 … 3市(小浜、勝山、あわら)

	区 分			小浜市	勝山市	あわら市
手数料	開示請求手数料			－	請求1件につき 1,000円	－
	開示実施 手数料	写しの 交付	白 黒 (文書1枚あたり)	10円	－	10円
			カラー (文書1枚あたり)	100円	－	20円
			その他の方法	方法に応じた 実費相当額	－	方法に応じた 実費相当額
		写しの送付		－	－	郵送料
実 費		写しの交付	－	白黒 10円／枚 カラー 50円／枚 光ディスク 100円／枚 その他の方法 相当額	－	
		写しの送付	郵送料	郵送料	－	

越前市情報公開条例（平成 17 年越前市条例第 26 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○越前市情報公開条例 平成 17 年 10 月 1 日 条例第 26 号 最終改正 令和 5 年 3 月 17 日条例第 4 号 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (目的) 第 1 条 この条例は、<u>公文書の開示を請求する権利を定めること等により市民の知る権利を尊重するとともに、市政の公正な運営の確保及び市民と市との信頼関係の増進を図り、もって市民参加による開かれた市政の推進に資する</u>ことを目的とする。 (定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会<u>及び固定資産評価審査委員会</u>並びに議会をいう。 (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、<u>写</u>	○越前市情報公開条例 平成 17 年 10 月 1 日 条例第 26 号 最終改正 令和 5 年 3 月 17 日条例第 4 号 <u>目次</u> <u>第 1 章 総則（第 1 条―第 4 条）</u> <u>第 2 章 公文書の開示（第 5 条―第 19 条）</u> <u>第 3 章 審査請求等（第 20 条―第 35 条）</u> <u>第 4 章 補則（第 36 条―第 42 条）</u> <u>附則</u> <u>第 1 章 総則</u> (目的) 第 1 条 この条例は、<u>市民の知る権利を適正に保障するとともに、市の保有する情報の公開を推進することにより、市政の公正な運営を確保し、市政に対する市民の理解と信頼の増進を図り、及び市民参加及び市民協働による開かれた市政を推進する</u>ことを目的とする。 (定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、<u>固定資産評価審査委員会及び地方公営企業</u>並びに議会をいう。 (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、<u>写</u>

真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 市の図書館その他の市の機関において、歴史的若しくは文化的な資料
又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(3) 公文書の開示 実施機関が、第5条から第11条までの定めるところにより、公文書を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を請求する市民の権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(新設)

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求する者は、この条例の目的に従いその権利を正当に行使するとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

(新設)

(開示を請求する権利)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の開示を請求することができる。

及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 市の図書館その他の市の機関において、歴史的若しくは文化的な資料
又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(削る)

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の定めるところにより、その保有する公文書を開示し、及び市政に関する情報を積極的に提供するものとする。この場合において、実施機関は、情報化の進展状況等を勘案した適宜の方法を用いて当該開示及び当該提供を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により公文書を開示し、及び市政に関する情報を提供するときは、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求する者は、この条例の目的に従いその権利を正当に行使するとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の開示

(開示請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

(公文書の開示の請求手続)

第6条 公文書の開示を請求しようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出

しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 請求をしようとする公文書を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、公文書の開示を請求した者（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定め、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に補正の参考となる資料を提供するよう努めるものとする。

(公文書の開示の決定及び通知等)

第7条 実施機関は、公文書の開示の請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して15日以内に、当該請求に係る公文書を開示するかどうかの決定（以下この条において「開示決定等」という。）をしなければならない。この場合において、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しないものとする。

2 実施機関は、開示決定等をしたときは、請求者に対し、速やかに、当該開示決定等の内容を書面により通知しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により、同項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、当該請求があった日の翌日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

(開示請求の手続)

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名

(2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(削る)

4 開示の請求に係る公文書が著しく大量であるため、当該請求があった日の翌日から起算して60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、当該請求に係る公文書のうちの相当の部分について当該期間内に開示決定等をし、残りの部分については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの部分について開示決定等を行う期限

5 実施機関は、第1項の規定により、開示をしない旨の決定（第11条の規定により、公文書の一部を開示しないこととする場合の当該開示をしない旨の決定を含む。）をした公文書が、期間の経過により開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記しなければならない。

6 実施機関は、第1項の規定による開示決定等を行う場合において、当該開示決定等に係る公文書に当該実施機関以外のもの（当該請求者を除く。以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

（事案の移送）

第8条 実施機関は、請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他合理的な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、請求者に対し、事案の移送をした旨を書面により通知しなければならない。

（削る）

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該請求についての決定をしなければならない。この場合において、移

送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたもの
とみなす。

(公文書の開示の実施及び方法)

第9条 実施機関は、第7条第1項の規定により公文書の開示をする旨の決定
をしたときは、請求者に対し、遅滞なく、当該公文書の開示をしなければな
らない。

2 実施機関は、開示の請求に係る公文書を直接開示することにより、当該公
文書が損傷されるおそれがあるとき、その他合理的な理由があるときは、当
該公文書の写しにより開示することができる。

3 電磁的記録の開示については、その種別、情報化の進展状況等を勘案し、
実施機関が別に定める方法により行う。

4 公文書の開示をする日時及び場所は、実施機関が定める。

(開示しないことができる公文書)

第10条 実施機関は、請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情
報が記録されているときは、当該公文書の開示をしないことができる。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、開示すること
ができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）
であって、

_____ 特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合す
ることにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含
む。） _____

(削る)

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の
各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されて
いる場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない
い。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、開示すること
ができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）
であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図
画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作そ
の他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同
じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合す
ることにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含
む。） 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによ

_____。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公表を目的としているもの

ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び

_____地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員_____

_____をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

エ 法令等の規定による許可、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であって、人の生命、身体、健康、生活又は財産等を保護するため、開示することが公益上必要であると認められるもの

(3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体_____を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除

り、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（削る）

(3) 法人その他の団体（市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除

く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体及び健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

イ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ ア又はイに準ずる情報であって、公益上の必要から特に開示することが必要と認められるもの

(4) 市政の遂行に関する情報であって、次に掲げるもの

ア 市の機関が国、他の公共団体又は公共的団体（以下「国等」という。）の機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれがあるもの

イ 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国等の機関との間における審議、協議、検討、調査、研究等（以下「審議等」という。）の意思形成過程に関する情報であって、開示することにより、当該審議等又は将来の同種の審議等に支障が生ずるおそれがあるもの

ウ 市の機関又は国等の機関が行う交渉、入札、争訟、検査、監査、涉外、試験、選考、人事、取締り、許可その他の事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が損なわれ、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるもの

エ 他に公表しないことを条件として個人又は法人等から市の機関に提供された情報であって、当該個人又は法人等の承諾を得ないで開示することにより、当該個人又は法人等との協力関係又は信頼関係が損なわれる

く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

イ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ ア又はイに準ずる情報であって、公益上の必要から特に開示することが必要と認められるもの

(4) 市政の遂行に関する情報であって、次に掲げるもの

ア 市の機関が国、他の公共団体又は公共的団体（以下「国等」という。）の機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれがあるもの

イ 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国等の機関との間における審議、協議、検討、調査、研究等（以下「審議等」という。）の意思形成過程に関する情報であって、開示することにより、当該審議等又は将来の同種の審議等に支障が生ずるおそれがあるもの

ウ 市の機関又は国等の機関が行う交渉、入札、争訟、検査、監査、涉外、試験、選考、人事、取締り、許可その他の事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が損なわれ、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるもの

エ 他に公表しないことを条件として個人又は法人等から市の機関に提供された情報であって、当該個人又は法人等の承諾を得ないで開示することにより、当該個人又は法人等との協力関係又は信頼関係が損なわれる

おそれがあるもの

(5) 開示することにより、人の生命、身体、健康、生活、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(6) 実施機関（市長を除く。）、附属機関、専門委員その他これらに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に関する情報であつて、当該合議制機関等の議事運営規程又は議決により開示しない旨を定めているもの及び開示することにより当該合議制機関等の公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれるおそれがあるもの

（部分開示）

第11条 実施機関は、請求に 係る公文書の一部に前条各号に掲げる情報が記録されている場合において、当該情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、請求の趣旨が損なわれることがない程度に分離できるときは、当該情報に係る部分を除き、公文書の開示をするものとする。

（新設）

（新設）

おそれがあるもの

(5) 開示することにより、人の生命、身体、健康、生活、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(6) 実施機関（市長を除く。）、附属機関、専門委員その他これらに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に関する情報であつて、当該合議制機関等の議事運営規程又は議決により開示しない旨を定めているもの及び開示することにより当該合議制機関等の公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれるおそれがあるもの

（部分開示）

第8条 実施機関は、開示請求に 係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。
ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的開示）

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第1号に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができ

(公文書の存否に関する情報)

第12条 実施機関は、第6条に規定する請求に対し、当該請求に係る公文書が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、第10条各号に該当する情報を開示することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

る。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求
を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による公文書の一部を開示する旨の決定又は前項の決定をした場合において、当該公文書の一部又は全部を開示することができる期日があらかじめ明らかであるときは、当該期日及び開示することができる範囲を前2項の規定による通知に付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第12条 前条第1項又は第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長

(新設)

(新設)

後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について開示決定等を行う期限

(事案の移送)

第14条 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送をされた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行なければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の

(新設)

(新設)

実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第15条 開示請求に係る公文書に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第21条及び第22条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第7条第2号イ又は同条第4号アに規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第20条及び第21条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第16条 次に掲げる公文書の開示の方法は、それぞれ当該各号に定める方法

(新設)

とする。

(1) 文書又は図画 次に掲げる方法

ア 当該文書又は図画の閲覧

イ 当該文書又は図画を複写機により用紙に複写したものの交付

ウ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付

エ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録の電子メールによる送信

(2) 電磁的記録 次に掲げる方法

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付

エ 当該電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付

オ 当該電磁的記録の電子メールによる送信

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号ア又は第2号イの方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該文書若しくは図画の写し又は当該電磁的記録を複写したものにより、これを行うことができる。

3 公文書の開示の日時及び場所は、実施機関が定める。

(他の制度等との調整)

第17条 実施機関は、法令又は他の条例の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が前条第1項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

(新設)

2 法令又は他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(手数料等)

第18条 開示請求者は、第11条第1項に規定する通知があったときは、速やかに、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数を納めなければならない。

(1) 開示請求手数料 開示請求に係る公文書1件につき300円（実施機関が別に定める方法により電子情報処理組織（実施機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公文書の開示を請求する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示請求をする場合にあっては、200円）

(2) 開示実施手数料 開示を受ける公文書1件につき、別表の左欄に掲げる公文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。）。ただし、基本額が前号に定める額に相当する額に達するまでは無料とし、前号に定める額に相当する額を超えるときは当該基本額から前号に定める額に相当する額を減じた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、請求者が次の各号のいずれかに該当するときの手数料の額は、基本額とする。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。）に在学する者

(5) 市内に固定資産を有する者（越前市市税賦課徴収条例（平成17年越前

(新設)

(新設)

(審査請求の手續)

第13条 実施機関は、公文書の開示の請求に対する決定又は開示の請求に対する不作為について、審査請求があった場合は、当該審査請求が不適法なものであるときを除き、次条の越前市情報公開・個人情報保護審査会に諮問

市条例第75号)第54条第1項の所有者をいう。)

3 開示請求者が一の文書ファイルにまとめられた複数の公文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の公文書を1件の公文書とみなす。

4 既納の手数料は、還付しない。

5 公文書の開示を受ける者は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、公文書の写し等(第16条第1項第1号イの用紙に複写したもの、同号ウの電磁的記録媒体に複写したもの、同項第2号ウの用紙に出力したもの又は同号エの電磁的記録媒体に複写したものをいう。)の送付を求めることができる。

(手数料の減免)

第19条 実施機関は、公文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2千円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を実施機関に提出しなければならない。

3 第1項の規定によるもののほか、実施機関は、開示決定に係る公文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示手数料を減額し、又は免除することができる。

第3章 審査請求等

(審査会への諮問)

第20条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第23条の越前市情報公開・個人情報保護審査会に

し、その答申を経て当該審査請求に対する裁決を行うものとする。

- 2 公文書の開示の請求に対する決定又は開示の請求に対する不作為に係る審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（新設）

（新設）

諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

- 2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

4 第1項の規定による諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、当該諮問について答申を受けたときは、速やかに、当該諮問に係る審査請求について裁決をしなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第21条 諮問実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第22条 第15条第3項の規定は、諮問実施機関が次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(越前市情報公開・個人情報保護審査会_____)

第14条 前条、越前市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年越前市条例第4号）第8条、越前市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年越前市条例第16号）第45条第1項及び第50条並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項に規定する諮問に応じて審査を行わせるため、越前市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項に規定する審査のほか、情報公開制度の運営に関する重要事項について、実施機関に建議することができる。

3 審査会は、市長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

4 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 審査会は、第1項に規定する審査のため必要があると認めたときは、審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。）、実施機関の職員その他関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

6 行政不服審査法第75条、第76条及び第78条（第5項を除く。）の規定は、審査会の調査審議の手続について準用する。この場合において、同法第78条第4項中「政令」とあるのは、「条例」と読み替えるものとする。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(越前市情報公開・個人情報保護審査会の設置)

第23条 情報公開及び個人情報の保護に関する重要事項について調査審議等を行うため

_____, 越前市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

市長が定める。

(新設)

(新設)

(審査会の所掌事務)

第24条 審査会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 第20条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (3) 越前市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年越前市条例第4号）第8条に規定する諮問に応じ調査審議すること。
- (4) 越前市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年越前市条例第16号）第45条第1項の規定の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (5) 越前市議会の個人情報の保護に関する条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

2 審査会は、前項の規定による調査審議を行うほか、情報公開及び個人情報の保護に係る制度の運営に関する重要事項について、実施機関に建議することができる。

(審査会の委員)

第25条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 6 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又

(新設)

(新設)

(新設)

は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があるときは、その委員を罷免することができる。

7 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第26条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第27条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員の任期満了後最初に行われる審査会の招集及び当該審査会で会長が互選されるまでの間の会議の運営は、第1項及び前条第2項の規定にかかわらず、市長が行う。

(審査会の調査権限)

第28条 審査会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、開示決定等に係る公文書又は保有個人情報（個人情報の保護に関する法律第78条第1項第4号、第94条第1項若しくは第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る同法第60条第1項に規定する保有個人情報又は越前市議会の個人情報の保護に関する条例第24条第1項、第35条第1項若しくは第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る同条例第2条第4項に規定する保有

(新設)

個人情報をいう。以下同じ。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

(1) 第20条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関

(2) 個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関（越前市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条に規定する市の機関をいう。）

(3) 越前市議会の個人情報の保護に関する条例第45条第1項の規定により審査会に諮問をした議長

2 諮問庁（前条各号に掲げる者をいう。以下同じ。）は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る公文書又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述等）

第29条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

(新設)

(新設)

第30条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第31条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第28条第1項の規定により提示された公文書若しくは保有個人情報閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第29条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出書類の写しの送付等)

第32条 審査会は、第28条第3項若しくは第4項又は第30条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書、主張書面若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせ、若しくは交付をしようとするときは、当該送付又は閲覧若しくは交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならな

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

い。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧又は交付について、日時及び場所を指定することができる。

5 第2項の規定による交付を受ける審査請求人等は、当該意見書若しくは資料の写し又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(調査審議手続の公開)

第33条 審査会の行う調査審議（第24条第1号、第2号又は第4号に規定する諮問に応じてする調査審議を除く。）の手続は、公開する。ただし、会長が特に必要とみとめるときは、審査会に諮って公開しないことができる。

(答申書の送付等)

第34条 審査会は、第24条第1号、第2号又は第4号に規定する諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(会長への委任)

第35条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会に諮って会長が定める。

第4章 補則

(公文書の管理)

第36条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書の適正な管理に努めるものとする。

(検索資料の作成等)

第37条 実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(施行の状況の公表)

(新設)

(情報公開の総合的な推進)

第15条 実施機関は、公文書の開示のほか、市政に関する情報の提供、公表等により、市民への説明責任を果たすとともに、住民自治の理念にのっとり情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(出資法人の情報公開)

第16条 市長は、市が出資する法人であって規則で定めるものに対し、当該法人の情報公開を推進するため、必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(新設)

(手数料等)

第17条 この条例による公文書の閲覧に係る手数料は、無料とする。

2 この条例による公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を前納しなければならない。

第38条 市長は、毎年度、各実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(情報公開の総合的な推進)

第39条 実施機関は、公文書の開示の実施状況等を踏まえて、公文書の開示に関する制度の一層の充実及び改善に努めるものとする。

2 実施機関は、公文書の開示のほか、市政に関する情報の提供、公表等により、市民への説明責任を果たすとともに、住民自治の理念にのっとり情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(出資法人の情報公開)

第40条 市長は、市が出資する法人であって規則で定めるものに対し、当該法人の情報公開を推進するため、必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第41条 市が設置する公の施設の管理を行う指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理の業務に関して保有する情報の公開をおこなうために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者に対し、前項に規定する必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

(削る)

(他の制度との調整)

第18条 公文書の閲覧若しくは縦覧又は写しの交付の手続が別に定められている場合は、その定めるところによるものとする。

2 前項に規定するもののほか、この条例の規定は、越前市立図書館その他の市の施設において、市民の利用に供することを目的として管理している公文書については、適用しない。

(検索資料の作成等)

第19条 実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(公文書の管理)

第20条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書の適正な管理に努めるものとする。

(運用状況の公表)

第21条 市長は、少なくとも毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(適用等)

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施機関が作成し、又は取得した公文書について適用する。

3 前項の規定にかかわらず、この条例は、合併前の武生市及び今立町から承継された公文書（合併前の武生市情報公開条例（平成10年武生市条例第1

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(適用等)

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施機関が作成し、又は取得した公文書について適用する。

3 前項の規定にかかわらず、この条例は、合併前の武生市及び今立町から承継された公文書（合併前の武生市情報公開条例（平成10年武生市条例第1

9号)の規定の適用を受けたもの又は合併前の今立町情報公開条例(平成11年今立町条例第12号)の施行日以後に合併前の今立町の実施機関が作成し、又は取得したものに限る。)について適用する。

- 4 実施機関は、前2項に規定するこの条例の適用を受ける公文書のほか、この条例が適用される前に作成し、又は取得したものについて閲覧又は写しの交付の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

(経過措置)

- 5 施行日の前日までに、合併前の武生市情報公開条例又は今立町情報公開条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 6 施行日以後、最初に第14条第3項の規定により委嘱された委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、委嘱された日から平成19年3月31日までとする。

(新設)

9号)の規定の適用を受けたもの又は合併前の今立町情報公開条例(平成11年今立町条例第12号)の施行日以後に合併前の今立町の実施機関が作成し、又は取得したものに限る。)について適用する。

- 4 実施機関は、前2項に規定するこの条例の適用を受ける公文書のほか、この条例が適用される前に作成し、又は取得したものについて閲覧又は写しの交付の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

(経過措置)

- 5 施行日の前日までに、合併前の武生市情報公開条例又は今立町情報公開条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 6 施行日以後、最初に第14条第3項の規定により委嘱された委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、委嘱された日から平成19年3月31日までとする。

別表(第18条関係)

<u>公文書の 種別</u>	<u>開示の実施の方法</u>		<u>開示実施手数料の額</u>
<u>(1) 文書 又は図画</u>	<u>ア 閲覧</u>		<u>無料</u>
	<u>イ 複写機に より用紙に 複写したも のの交付</u>	<u>(ア) 白黒</u>	<u>用紙1枚につき10円</u>
		<u>(イ) カラー</u>	<u>用紙1枚につき50円</u>
	<u>ウ スキャナ により読み 取ってでき た電磁的記 録を電磁的</u>	<u>(ア) 日本産業規格 X0606及び X6281に適 合する直径12 0ミリメートル</u>	<u>1枚につき100円に 当該文書又は図画1枚 ごとに10円を加えた 額</u>

	<u>記録媒体に 複写したも のの交付</u>	<u>の光ディスク (以下「CD－ R」とい う。)」</u>	
		<u>(イ) 日本産業規格 X 6 2 4 1 に適 合する直径 1 2 0 ミリメートル の光ディスク (以下「DVD －R」とい う。)</u>	<u>1 枚につき 1 2 0 円に 当該文書又は図画 1 枚 ごとに 1 0 円を加えた 額</u>
		<u>(ウ) (ア) (イ) 以外の 電磁的記録媒体</u>	<u>当該電磁的記録媒体の 実費相当額に当該文書 又は図画 1 枚ごとに 1 0 円を加えた額</u>
	<u>エ スキャナにより読み取ってで きた電磁的記録の電子メールに よる送信</u>		<u>当該文書又は図画 1 枚 につき 1 0 円</u>
<u>(2) 電磁 的記録</u>	<u>ア 用紙に出力したものの閲覧</u>		<u>無料</u>
	<u>イ 専用機器により再生したもの の閲覧又は視聴</u>		<u>無料</u>
	<u>ウ 用紙に出 力したもの の交付</u>	<u>(ア) 白黒</u>	<u>用紙 1 枚につき 1 0 円</u>
		<u>(イ) カラー</u>	<u>用紙 1 枚につき 5 0 円</u>
	<u>エ 電磁的記 録媒体に複</u>	<u>(ア) CD－R</u>	<u>1 枚につき 1 0 0 円に 1 ファイルごとに 2 1</u>

	<u>写したものの の交付</u>		<u>0円を加えた額</u>
		<u>(イ) DVD-R</u>	<u>1枚につき120円に 1ファイルごとに21 0円を加えた額</u>
		<u>(ウ) (イ)以外の 電磁的記録媒体</u>	<u>当該電磁的記録媒体の 実費相当額に1ファイ ルごとに210円を加 えた額</u>
	<u>オ 電子メールによる送信</u>		<u>1ファイルにつき21 0円</u>

備考

- 1 第1号イ又は第2号ウの方法により公文書の開示を実施するときは、日本産業規格A列3版（以下「A3版」という。）の大きさ以内の大きさの用紙を用い、その枚数を算定する。
- 2 前項の規定にかかわらず、A3版の大きさを超える大きさの用紙を用いるときは、A3版の大きさの用紙を用いた場合に必要となる枚数に換算（整数倍）して枚数を算定する。
- 3 前2項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律

参考資料 1

行政機関の保有する情報の公開に関する法律をここに公布する。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 行政文書の開示(第三条―第十七条)

第三章 審査請求等(第十八条―第二十一条)

第四章 補則(第二十二条―第二十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)
- 三 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第三条第二項に規定する機関(第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)
- 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの
- 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
- 六 会計検査院

2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- 二 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)第二条第七項に規定する特定歴史公文書等
- 三 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの(前号に掲げるものを除く。)

(平一法一六〇・平二一法六六・一部改正)

第二章 行政文書の開示

(開示請求権)

第三条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長(前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。)に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

(平一法一六〇・一部改正)

(開示請求の手続)

第四条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を行政機関の長に提出してしなければならない。

- 一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
- 二 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項

2 行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(行政文書の開示義務)

第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- 一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- 一の二 個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号
- 二 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- 三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- 四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- 五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- 六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(平一三法一四〇・平一四法九八・平一五法六一・平一五法一一九・平一七法一〇二・平二四法四二・平二六法六七・平二八法五一・令三法三七・一部改正)

(部分開示)

第六条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第一号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第七条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報(第五条第一号の二に掲げる情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

(平二八法五一・一部改正)

(行政文書の存否に関する情報)

第八条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第九条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第十条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第十一条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 本条を適用する旨及びその理由

二 残りの行政文書について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第十二条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が他の行政機関により作成されたものであるときその他の行政機関の長において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第九条第一項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該行政機関の長は、開示の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(独立行政法人等への事案の移送)

第十二条の二 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が独立行政法人等により作成されたものであるときその他独立行政法人等において独立行政法人等情報公開法第十条第一項に規定する開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該独立行政法人等と協議の上、当該独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、行政文書を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等情報公開法第二条第二項に規定する法人文書と、開示請求を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、独立行政法人等情報公開法の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第十条第一項中「第四条第二項」とあるのは「行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第四条第二項」と、独立行政法人等

情報公開法第十七条第一項中「開示請求をする者又は法人文書」とあるのは「法人文書」と、「により、それぞれ」とあるのは「により」と、「開示請求に係る手数料又は開示」とあるのは「開示」とする。

- 3 第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた独立行政法人等が開示の実施をするときは、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(平一三法一四〇・追加)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十三条 開示請求に係る行政文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第十九条第二項及び第二十条第一項において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第五条第一号ロ又は同条第二号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第七条の規定により開示しようとするとき。

- 3 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書(第十九条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(平一三法一四〇・平一五法一一九・平二六法六九・一部改正)

(開示の実施)

第十四条 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して政令で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、行政機関の長は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

- 3 前項の規定による申出は、第九条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

- 4 開示決定に基づき行政文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から三十日以内に限り、行政機関の長に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(他の法令による開示の実施との調整)

第十五条 行政機関の長は、他の法令の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(手数料)

第十六条 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

- 2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

- 3 行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の手数料を減額し、又は免除することができる。

(権限又は事務の委任)

第十七条 行政機関の長は、政令(内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあつては、当該機関の命令)で定めるところにより、この章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

第三章 審査請求等

(平二六法六九・改称)

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第十八条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第九条、第十七条、第二十四条、第二章第三節及び第四節並びに第五十条第二項の規定は、適用しない。

- 2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第十一条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者(以下「審理員」という。)」とあるのは

「第四条(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第二十条第二項の規定に基づく政令を含む。)の規定により審査請求がされた行政庁(第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)」と、同法第十三条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十五条第七項中「あったとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会(審査庁が会計検査院の長である場合にあっては、別に法律で定める審査会。第五十条第一項第四号において同じ。)」と、「受けたとき(前条第一項の規定による諮問を要しない場合(同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。))にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき)」とあるのは「受けたとき」と、同法第五十条第一項第四号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。

(平二六法六九・全改)

(審査会への諮問)

第十九条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会(審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長が会計検査院の長である場合にあっては、別に法律で定める審査会)に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合(当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2 前項の規定により諮問をした行政機関の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第一項第二号において同じ。)

二 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

三 当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(平一三法一四〇・平二六法六九・一部改正)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第二十条 第十三条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

二 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

2 開示決定等又は開示請求に係る不作為についての審査請求については、政令で定めるところにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。

(平二六法六九・一部改正)

(訴訟の移送の特例)

第二十一条 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等の取消しを求める訴訟又は開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決の取消しを求める訴訟(次項及び附則第二項において「情報公開訴訟」という。)が提起された場合においては、同法第十二条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の行政文書に係る開示決定等又は開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決に係る抗告訴訟(同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。))が係属しているときは、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同法第十二条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

2 前項の規定は、行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又は開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決に係る抗告訴訟で情報公開訴訟以外のものが提起された場合について準用する。

(平一三法一四〇・一部改正、平一五法六一・旧第三十六条繰上・一部改正、平一六法八四・平二六法六九・一部改正)

第四章 補則

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第二十二条 行政機関の長は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、公文書等の管理に関する法律第七条第二項に規定するもののほか、当該行政機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

(平一一法一六〇・一部改正、平一五法六一・旧第三十八条繰上、平二一法六六・旧第二十三条繰上・一部改正)

(施行の状況の公表)

第二十三条 総務大臣は、行政機関の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(平一一法一六〇・一部改正、平一五法六一・旧第三十九条繰上、平二一法六六・旧第二十四条繰上)

(行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実)

第二十四条 政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

(平一五法六一・旧第四十条繰上、平二一法六六・旧第二十五条繰上)

(地方公共団体の情報公開)

第二十五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

(平一五法六一・旧第四十一条繰上、平二一法六六・旧第二十六条繰上)

(政令への委任)

第二十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(平一三法一四〇・旧第四十三条繰上、平一五法六一・旧第四十二条繰上、平二一法六六・旧第二十七条繰上)

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十三条第一項中両議院の同意を得ることに関する部分、第四十条から第四十二条まで及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成一二年政令第四〇号で平成一三年四月一日から施行)

2 政府は、この法律の施行後四年を目途として、この法律の施行の状況及び情報公開訴訟の管轄の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(平一三法一四〇・旧第三項繰上)

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成一三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十四条

3 情報公開法の施行の日がこの法律の施行の日以後である場合には、新情報公開法第二十三条第一項の規定による情報公開審査会の委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

○中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により

相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一三年一月二五日法律第一四〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一四年政令第一九八号で平成一四年一〇月一日から施行)

(行政機関情報公開法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 前条の規定による改正後の行政機関の保有する情報の公開に関する法律第五条、第十二条の二及び第十三条第一項の規定は、前条の規定の施行後にされた開示請求(同法第四条第一項に規定する開示請求をいう。以下この条において同じ。))について適用し、前条の規定の施行前にされた開示請求については、なお従前の例による。

附 則 (平成一四年七月三一日法律第九八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成一五年四月一日)

- 一 第一章第一節(別表第一から別表第四までを含む。)並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一五年五月三〇日法律第六一号)
(施行期日)

第一条 この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成一七年四月一日)

(情報公開審査会の廃止及び情報公開・個人情報保護審査会の設置に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第八条の規定による改正前の行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下この条において「旧行政機関情報公開法」という。)第二十三条第一項又は第二項の規定により任命された情報公開審査会の委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、情報公開・個人情報保護審査会設置法(平成十五年法律第六十号)第四条第一項又は第二項の規定により情報公開・個人情報保護審査会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第四項の規定にかかわらず、同日における旧行政機関情報公開法第二十三条第一項又は第二項の規定により任命された情報公開審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に旧行政機関情報公開法第二十四条第一項の規定により定められた情報公開審査会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、情報公開・個人情報保護審査会設置法第五条第一項の規定により会長として定められ、又は同条第三項の規定により会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

3 この法律の施行前に情報公開審査会にされた諮問でこの法律の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について情報公開審査会がした調査審議の手続は情報公開・個人情報保護審査会がした調査審議の手続とみなす。

(守秘義務等に関する経過措置)

第三条 情報公開審査会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、第八条の規定の施行後も、なお従前の例による。

2 第八条の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成一六年四月一日)

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月九日法律第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(平成一六年政令第三一一号で平成一七年四月一日から施行)

一 附則第三十八条第三号及び第四十五条の規定 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第六十一号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第六十一号)の施行の日及びこの法律の施行の日=平成一七年四月一日)

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十六条 この法律の施行の日が行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の前日である場合には、同法の施行の日の前日までの間における行政機関の保有する情報の公開に関する法律第三十六条第二項の規定の適用については、同項中「第十二条」とあるのは、「第十二条第一項から第三項まで」とする。

附 則 (平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

(施行の日=平成一九年一〇月一日)

附 則 (平成二一年七月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二二年政令第二四九号で平成二三年四月一日から施行)

附 則 (平成二四年六月二七日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成二七年四月一日)

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日
(処分等の効力)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二八年四月一日)

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であって、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であって、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであって、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二八年五月二七日法律第五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から施行する。

(平成二九年政令第一八号で平成二九年五月三〇日から施行)

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(個人情報の一體的な利用促進に係る措置)

第四条 政府は、この法律の公布後二年以内に、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第五項に規定する個人情報取扱事業者、同項第一号に規定する国の機関、同項第二号に規定する地方公共団体、同項第三号に規定する独立行政法人等及び同項第四号に規定する地方独立行政法人が保有する同条第一項に規定する個人情報が一體的に利用されることが公共の利益の増進及び豊かな国民生活の実現に特に資すると考えられる分野における個人情報の一體的な利用の促進のための措置を講ずる。

2 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第六十五号)の施行の日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第二条第五項」とあるのは、「第二条第三項」とする。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条(住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。)、第四十五条、第四十七条及び第五十五条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定(同表の二十七の項の改正規定を除く。))に限る。)並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定 公布の日

二及び三 略

四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五十条及び第五十八条並びに次条、附則第三条、第五条、第六条、第七条(第三項を除く。)、第十三条、第十四条、第十八条(戸籍法第二百二十九条の改正規定(「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分を除く。))に限る。)、第十九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条(住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定を除く。)、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条から第五十二条まで、第五十三条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五条の二第一項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定を除く。)、第五十五条(がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号)第三十五条の改正規定(「(条例を含む。)」を削る部分に限る。))を除く。)、第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

(令和三年政令第二九一号で令和四年四月一日から施行)

(政令への委任)

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令

参考資料 2

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令をここに公布する。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令

内閣は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第二条第一項第四号及び第五号並びに第二項第二号、第三条、第九条第一項、第十三条第一項及び第二項、第十四条第一項及び第二項、第十六条第一項及び第三項、第十七条、第三十七条第二項並びに第四十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

(法第二条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関)

第一条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項第四号の政令で定める特別の機関は、警察庁とする。

2 法第二条第一項第五号の政令で定める特別の機関は、検察庁とする。

(平一二政一六六・平一五政四八三・一部改正)

(法第二条第二項第三号の政令で定める施設)

第二条 法第二条第二項第三号の政令で定める施設は、公文書等の管理に関する法律施行令(平成二十二年政令第二百五十号)第三条第一項の規定により内閣総理大臣が指定した施設とする。

(平二二政二五〇・全改)

(法第二条第二項第三号の歴史的な資料等の範囲)

第三条 法第二条第二項第三号の歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料は、公文書等の管理に関する法律施行令第四条に規定する方法により管理されているものとする。

(平二二政二五〇・一部改正)

(法第三条の政令で定める者)

第四条 法第三条の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 警察庁にあつては、警察庁長官
- 二 最高検察庁にあつては、検事総長
- 三 高等検察庁にあつては、その庁の検事長
- 四 地方検察庁にあつては、その庁の検事正
- 五 区検察庁にあつては、その庁の対応する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に対応する地方検察庁の検事正

(平一二政一六六・平一五政四八三・平二七政三九二・一部改正)

(開示請求書の記載事項)

第五条 開示請求書には、開示請求に係る行政文書について次に掲げる事項を記載することができる。

- 一 求める開示の実施の方法
 - 二 事務所における開示(次号に規定する方法並びに第九条第二項第一号二及び第三項第三号へに掲げる方法以外の方法による行政文書の開示をいう。以下この号、次条第一項第三号及び第二項第一号並びに第十一条第一項第三号において同じ。)の実施を求める場合にあっては、当該事務所における開示の実施を希望する日
 - 三 写しの送付の方法による行政文書の開示の実施を求める場合にあっては、その旨
- 2 前項第一号、次条第一項第一号及び第二号、第十一条第一項第一号並びに第十四条第四項において「開示の実施の方法」とは、第九条に規定する開示の実施の方法をいう。

(平一五政四九一・平一七政三七一・一部改正)

(法第九条第一項の政令で定める事項)

第六条 法第九条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 開示決定に係る行政文書について求めることができる開示の実施の方法
 - 二 前号の開示の実施の方法ごとの開示の実施に係る手数料(以下「開示実施手数料」という。)の額(第十四条第四項の規定により開示実施手数料を減額し、又は免除すべき開示の実施の方法については、その旨を含む。)
 - 三 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示を希望する場合には法第十四条第二項の規定による申出をする際に当該事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
 - 四 写しの送付の方法による行政文書の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用
 - 五 第九条第二項第一号(同号二に係る部分に限る。)又は第三項第三号(同号へに係る部分に限る。)に定める方法による行政文書の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項
- 2 開示請求書に前条第一項各号に掲げる事項が記載されている場合における法第九条第一項の政令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
- 一 前条第一項第一号の方法による行政文書の開示を実施することができる場合(事務所における開示については、同項第二号の日に実施することができる場合に限る。)その旨並びに前項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項(同条第一項第一号の方法に係るものを除く。)並びに前項第二号に掲げる事項

- 二 前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項
(平一四政三八六・平一五政四九一・平一七政三七一・一部改正)

(法第十三条第一項の政令で定める事項)

第七条 法第十三条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 開示請求の年月日
 - 二 開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
 - 三 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- (法第十三条第二項の政令で定める事項)

第八条 法第十三条第二項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 開示請求の年月日
 - 二 法第十三条第二項第一号又は第二号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
 - 三 開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
 - 四 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- (行政文書の開示の実施の方法)

第九条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

- 一 文書又は図画(次号から第四号まで又は第四項に該当するものを除く。)当該文書又は図画(法第十四条第一項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第一号イに規定するもの)
 - 二 マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難い場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列一番(以下「A一判」という。)以下の大きさの用紙に印刷したもの
 - 三 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙(縦八十九ミリメートル、横百二十七ミリメートルのもの又は縦二百三ミリメートル、横二百五十四ミリメートルのものに限る。以下同じ。)に印画したもの
 - 四 スライド(第五項に規定する場合におけるものを除く。次項第四号において同じ。)) 当該スライドを専用機器により映写したもの
- 2 次の各号に掲げる文書又は図画の法第十四条第一項(第一号二にあっては、同項及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。)第七条第一項)の規定による開示の実施の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。
- 一 文書又は図画(次号から第四号まで又は第四項に該当するものを除く。)次に掲げる方法(ロからニまでに掲げる方法にあっては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、行政機関がその保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。))により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限り、三に掲げる方法にあっては情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求があった場合(以下「電子開示請求の場合」という。)に限る。)
 - イ 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列三番(以下「A三判」という。)以下の大きさの用紙に複写したものの交付(ロに掲げる方法に該当するものを除く。)。ただし、これにより難い場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA一判若しくは日本産業規格A列二番(以下「A二判」という。)の用紙に複写したものの交付(ロに掲げる方法に該当するものを除く。))又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
 - ロ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
 - ハ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第三号ホにおいて同じ。))に複写したものの交付
 - ニ 当該文書又は図画の開示の実施を情報通信技術活用法第七条第一項の規定により情報通信技術活用法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法(別表一の項チにおいて「情報通信技術活用法の適用による方法」という。))
 - 二 マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格A列四番(以下「A四判」という。)の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難い場合にあっては、A一判、A二判又はA三判の用紙に印刷したものの交付
 - 三 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
 - 四 スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付
- 3 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第十四条第一項の政令で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。
- 一 録音テープ(第五項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。))又は録音ディスク 次に掲げる方法
 - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
 - ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(日本産業規格C五五六八に適合する記録時間百二十分のものに限る。別表五の項ロにおいて同じ。))に複写したものの交付

- 二 ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
- イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
- ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(日本産業規格C五五八一に適合する記録時間百二十分のものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付
- 三 電磁的記録(前二号、次号又は次項に該当するものを除く。) 次に掲げる方法であつて、行政機関がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの(二に掲げる方法にあつては、電子開示請求の場合に限る。)
- イ 当該電磁的記録をA三判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
- ロ 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。別表七の項ロにおいて同じ。))により再生したものの閲覧又は視聴
- ハ 当該電磁的記録をA三判以下の大きさの用紙に出力したものの交付(三に掲げる方法に該当するものを除く。)
- ニ 当該電磁的記録をA三判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付
- ホ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
- ヘ 当該電磁的記録を電子情報処理組織(行政機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この号において同じ。))と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法(別表七の項トにおいて「電子情報処理組織を使用する方法」という。)
- 四 電磁的記録(前号ホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。) 次に掲げる方法であつて、行政機関がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
- イ 前号イから二まで及び二に掲げる方法(同号二に掲げる方法にあつては、電子開示請求の場合に限る。)
- ロ 当該電磁的記録を幅十二・七ミリメートルのオープンリールテープ(日本産業規格X六一〇三、X六一〇四又はX六一〇五に適合する長さ七百三十一・五二メートルのものに限る。別表七の項チにおいて同じ。)に複写したものの交付
- ハ 当該電磁的記録を幅十二・七ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本産業規格X六一二三、X六一三二若しくはX六一三五又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格(以下「国際規格」という。))一四八三三、一五八九五若しくは一五三〇七に適合するものに限る。別表七の項リにおいて同じ。)に複写したものの交付
- ニ 当該電磁的記録を幅八ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本産業規格X六一四一若しくはX六一四二又は国際規格一五七五七に適合するものに限る。別表七の項ヌにおいて同じ。)に複写したものの交付
- ホ 当該電磁的記録を幅三・八ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本産業規格X六一二七、X六一二九、X六一三〇又はX六一三七に適合するものに限る。別表七の項ルにおいて同じ。)に複写したものの交付
- 4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。
- 一 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
- 二 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付
- 5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。
- 一 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
- 二 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付
- (平一五政四九一・平一七政三七一・平二二政二五〇・令元政四四・令元政一八三・令五政三五五・一部改正)

(開示の実施の方法等の申出)

第十条 法第十四条第二項の規定による申出は、書面により行わなければならない。

- 2 第六条第二項第一号の場合に該当する旨の法第九条第一項に規定する通知があつた場合(開示実施手数料が無料である場合に限る。))において、第五条第一項各号に掲げる事項を変更しないときは、法第十四条第二項の規定による申出を改めて行うことを要しない。

(平一七政三七一・一部改正)

(法第十四条第二項の政令で定める事項)

第十一条 法第十四条第二項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 求める開示の実施の方法(開示決定に係る行政文書の部分ごとに異なる開示の実施の方法を求める場合にあつては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法)
- 二 開示決定に係る行政文書の一部について開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分
- 三 事務所における開示の実施を求める場合にあつては、当該事務所における開示の実施を希望する日
- 四 写しの送付の方法による行政文書の開示の実施を求める場合にあつては、その旨
- 2 第六条第二項第一号の場合に該当する旨の法第九条第一項に規定する通知があつた場合(開示実施手数料が無料である場合を除く。))における法第十四条第二項の政令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、行政文書の開示を受ける旨とする。

(更なる開示の申出)

第十二条 法第十四条第四項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- 一 法第九条第一項に規定する通知があった日
- 二 最初に開示を受けた日
- 三 前条第一項各号に掲げる事項

2 前項の場合において、既に開示を受けた行政文書(その一部につき開示を受けた場合にあっては、当該部分)につきとられた開示の実施の方法と同一の方法を当該行政文書について求めることはできない。ただし、当該同一の方法を求めることにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(手数料の額等)

第十三条 法第十六条第一項の手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 開示請求に係る手数料(以下「開示請求手数料」という。) 開示請求に係る行政文書一件につき三百円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求をする場合にあっては、二百円)

二 開示実施手数料 開示を受ける行政文書一件につき、別表の上欄に掲げる行政文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。)。ただし、基本額(法第十四条第四項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額)が前号に定める額に相当する額(次のイからハまでのいずれかに該当する場合は、それぞれ当該イからハまでに定める額。ハを除き、以下この号において同じ。))に達するまでは無料とし、前号に定める額に相当する額を超えるとき(同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が前号に定める額に相当する額を超えるときを除く。))は当該基本額から前号に定める額に相当する額を減じた額とする。

イ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。)第十三条第一項の規定に基づき、独立行政法人等から事案が移送された場合(ロに掲げる場合を除く。)) 当該独立行政法人等が独立行政法人等情報公開法第十七条第一項の規定に基づき定める開示請求に係る手数料の額に相当する額(以下この号において「開示請求手数料相当額」という。))

ロ 独立行政法人等情報公開法第十三条第一項の規定に基づき独立行政法人等から法人文書の一部について移送された場合 開示請求手数料相当額のうち法第十四条の規定に基づき開示を実施する行政機関の長が分担するものとして、当該独立行政法人等と協議して定める額

ハ 法第十二条の二の規定に基づき独立行政法人等に行政文書の一部について移送した場合 前号に定める額に相当する額のうち法第十四条の規定に基づき開示を実施する行政機関の長が分担するものとして、当該独立行政法人等と協議して定める額

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の行政文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第一号の規定の適用については、当該複数の行政文書を一件の行政文書とみなし、かつ、当該複数の行政文書である行政文書の開示を受ける場合における同項第二号ただし書の規定の適用については、当該複数の行政文書である行政文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の行政文書である他の行政文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

一 一の行政文書ファイル(公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)第五条第二項に規定する行政文書ファイルをいう。))にまとめられた複数の行政文書

二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の行政文書

3 開示請求手数料又は開示実施手数料は、次の各号のいずれかに掲げる場合を除いて、それぞれ開示請求書又は第十条第一項若しくは前条第一項に規定する書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。

一 次に掲げる行政機関又は部局若しくは機関が保有する行政文書に係る開示請求手数料又は開示実施手数料を納付する場合

イ 特許庁

ロ その長が第十五条第一項の規定による委任を受けることができる部局又は機関(開示請求手数料については、当該委任を受けた部局又は機関に限る。)であって、当該部局又は機関が保有する行政文書に係る開示請求手数料又は開示実施手数料の納付について収入印紙によることが適当でないものとして行政機関の長が官報に公示したもの

二 行政機関又はその部局若しくは機関(前号イ及びロに掲げるものを除く。))の事務所において開示請求手数料又は開示実施手数料の納付を現金ですることが可能である旨及び当該事務所の所在地を当該行政機関の長が官報で公示した場合において、当該行政機関が保有する行政文書に係る開示請求手数料又は開示実施手数料を当該事務所において現金で納付する場合

4 行政文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか送付に要する費用を納付して、行政文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該費用は、総務省令で定める方法により納付しなければならない。

(平一二政一六六・平一四政一九九・平一四政三八五・平一四政三八六・平一五政四八三・平一五政四九一・平一七政三七一・平二一政三一〇・平二二政二五〇・令元政一八三・一部改正)

(手数料の減免)

第十四条 行政機関の長(法第十七条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。以下この条において同じ。)は、行政文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求一件につき二千円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第十四条第二項又は第四項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を行政機関の長に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、申請人が生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

4 第一項の規定によるもののほか、行政機関の長は、開示決定に係る行政文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

(権限又は事務の委任)

第十五条 行政機関の長(第四条に規定する者を除く。)は、法第十七条の規定により、内閣総務官、内閣感染症危機管理監、国家安全保障局長、内閣官房副長官補若しくは内閣サイバーセキュリティセンター長、内閣広報官、内閣情報官若しくは内閣人事局長若しくは人事政策統括官、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職、同法第十八条の重要政策に関する会議の長、同法第三十七条若しくは第五十四条の審議会等若しくはその事務局の長、同法第三十九条若しくは第五十五条の施設等機関の長、同法第四十条若しくは第五十六条(宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関若しくはその事務局の長、内閣府設置法第四十三条若しくは第五十七条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の地方支分部局の長、内閣府設置法第五十二条の委員会の事務局若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務総局若しくはその官房、局、部若しくは地方事務所若しくはその支所の長、宮内庁法第三条の長官官房、侍従職等若しくは部の長、同法第十四条第一項の職、同法第十六条第一項の機関若しくはその事務局の長、同条第二項の機関の長若しくは同法第十七条の地方支分部局の長、デジタル庁設置法(令和三年法律第三十六号)第十三条第一項の職又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第七条の官房、局若しくは部の長、同条の委員会の事務局若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務総局の長、同法第八条の審議会等若しくはその事務局の長、同法第八条の二の施設等機関の長、同法第八条の三の特別の機関若しくはその事務局の長、同法第九条の地方支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に法第二章に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを委任することができる。

2 警察庁長官は、法第十七条の規定により、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第十九条第一項の長官官房若しくは局、同条第二項の部、同法第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第二十九条第一項の附属機関又は同法第三十条第一項若しくは第三十三条第一項の地方機関の長に法第二章に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを委任することができる。

3 行政機関の長は、前二項の規定により権限又は事務を委任しようとするときは、委任を受ける職員の官職、委任する権限又は事務及び委任の効力の発生する日を官報で公示しなければならない。

(平一二政三〇三・平一五政二〇一・平一五政四八三・平二五政三四九・平二六政一九五・平二六政四〇一・平二七政三九二・令三政一九五・令五政二六一・一部改正)

附 則

この政令は、法の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一二年三月三十一日政令第一六六号)

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一四年六月五日政令第一九九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成十四年十月一日)から施行する。

附 則 (平成一四年一二月一八日政令第三八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一二月一八日政令第三八六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年四月九日政令第二〇一号) 抄
(施行期日)

1 この政令は、公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成十五年四月九日)から施行する。

附 則 (平成一五年一二月三日政令第四八三号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年一二月一〇日政令第四九一号)

この政令は、平成十六年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成一五年一二月二五日政令第五五一号) 抄

この政令は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一七年一二月二一日政令第三七一号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた開示請求について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年二月三日政令第一八号)

この政令は、行政手続法の一部を改正する法律の施行の日(平成十八年四月一日)から施行する。

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成一九政令三九)抄

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に保存を開始した整備法第三十八条の規定による改正前の民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法人の業務の実績報告書及び施行日以後に保存を開始した整備法第四十二条第二項に規定する特例民法法人の業務の実績報告書の保存期間の基準については、前条の規定による改正後の行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令別表第二の行政文書の区分欄三の項口に掲げる実績報告書の例による。

附 則 (平成一九年三月二日政令第三九号)

この政令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成二〇年一二月一日)

附 則 (平成二一年一二月二八日政令第三一〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十二年一月一日)から施行する。

附 則 (平成二二年一二月二二日政令第二五〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十三年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二五年一二月二〇日政令第三四九号)

この政令は、安全保障会議設置法等の一部を改正する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十六年一月七日)から施行する。

附 則 (平成二六年五月二九日政令第一九五号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十六年五月三十日)から施行する。

(処分等の効力)

第四条 この政令の施行前にこの政令による改正前のそれぞれの政令(次条において「旧政令」という。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この政令による改正後のそれぞれの政令(以下この条及び次条において「新政令」という。)の規定に相当の規定があるものは、別段の定めがあるものを除き、新政令の相当の規定によってしたものとみなす。

附 則 (平成二六年一二月一九日政令第四〇一号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、サイバーセキュリティ基本法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十七年一月九日)から施行する。

附 則 (平成二七年一二月二六日政令第三九二号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの政令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附 則 (令和元年六月二八日政令第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和元年一二月一三日政令第一八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

附 則 (令和三年七月二日政令第一九五号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則 (令和五年八月一四日政令第二六一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行の日(令和五年九月一日)から施行する。

附 則 (令和五年一二月一五日政令第三五五号)

(施行期日)

1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた開示請求について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

別表(第十三条関係)

(平一七政三七一・全改、平二二政二五〇・旧別表第一・一部改正、令元政四四・令元政一八三・令五政三五五・一部改正)

行政文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
一 文書又は図画(二の項から四の項まで又は八の項に該当するものを除く。)	イ 閲覧	百枚までごとにつき百円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	一枚につき百円に十二枚までごとに七百六十円を加えた額
	ハ 複写機により用紙に複写したものの交付(二に掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙一枚につき十円(A二判については四十円、A一判については八十円)
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙一枚につき二十円(A二判については百四十円、A一判については百八十円)
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	一枚につき百二十円(縦二百三ミリメートル、横二百五十四ミリメートルのものについては、五百二十円)に十二枚までごとに七百六十円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	一枚につき百円に当該文書又は図画一枚ごとに十円を加えた額

	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	一枚につき百二十円に当該文書又は図画一枚ごとに十円を加えた額
	チ 情報通信技術活用法の適用による方法	当該文書又は図画一枚につき十円
二 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙一枚につき十円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	一卷につき二百九十円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙一枚につき八十円(A三判については百四十円、A二判については三百七十円、A一判については六百九十円)
三 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	一枚につき十円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	一枚につき三十円(縦二百三ミリメートル、横二百五十四ミリメートルのものについては、四百三十円)
四 スライド(九の項に該当するものを除く。)	イ 専用機器により映写したものの閲覧	一卷につき三百九十円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	一枚につき百円(縦二百三ミリメートル、横二百五十四ミリメートルのものについては、千三百円)
五 録音テープ(九の項に該当するものを除く。)又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	一卷につき二百九十円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	一卷につき四百三十円
六 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	一卷につき二百九十円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	一卷につき五百八十円
七 電磁的記録(五の項、六の項又は八の項に該当するものを除く。)	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙百枚までごとにつき二百円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	一ファイルにつき四百十円
	ハ 用紙に出力したものの交付(二に掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙一枚につき十円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙一枚につき二十円
	ホ 光ディスク(日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	一枚につき百円に一ファイルごとに二百十円を加えた額
	ヘ 光ディスク(日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	一枚につき百二十円に一ファイルごとに二百十円を加えた額
	ト 電子情報処理組織を使用する方法	一ファイルにつき二百十円

2024/06/24 11:48

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令

	チ 幅十二・七ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	一卷につき七千円に一ファイルごとに二百十円を加えた額
	リ 幅十二・七ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	一卷につき八百円(日本産業規格X六一三五に適合するものについては二千五百円、国際規格一四八三三、一五八九五又は一五三〇七に適合するものについてはそれぞれ八千六百円、一万五百円又は一万二千九百円)に一ファイルごとに二百十円を加えた額
	ヌ 幅八ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	一卷につき千八百円(日本産業規格X六一四二に適合するものについては二千六百円、国際規格一五七五七に適合するものについては三千二百円)に一ファイルごとに二百十円を加えた額
	ル 幅三・八一ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	一卷につき五百九十円(日本産業規格X六一二九、X六一三〇又はX六一三七に適合するものについては、それぞれ八百円、千三百円又は千七百五十円)に一ファイルごとに二百十円を加えた額
八 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	一卷につき三百九十円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	六千八百円(十六ミリメートル映画フィルムについては一万三千円、三十五ミリメートル映画フィルムについては一万円)に記録時間十分までごとに二千七百五十円(十六ミリメートル映画フィルムについては三千二百円、三十五ミリメートル映画フィルムについては二千六百五十円)を加えた額
九 スライド及び録音テープ(第九条第五項に規定する場合におけるものに限る。)	イ 専用機器により再生したものの視聴	一卷につき六百八十円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	五千二百円(スライド二十枚を超える場合にあっては、五千二百円にその超える枚数一枚につき百十円を加えた額)
備考 一の項ハ若しくは二、二の項ハ又は七の項ハ若しくは二の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。		

○情報公開・個人情報保護審査会設置法

参考資料3

情報公開・個人情報保護審査会設置法をここに公布する。

情報公開・個人情報保護審査会設置法

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 設置及び組織(第二条―第七条)

第三章 審査会の調査審議の手續(第八条―第十六条)

第四章 雑則(第十七条・第十八条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

第二章 設置及び組織

(設置)

第二条 次に掲げる法律の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、総務省に、情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第十九条第一項

二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)第十九条第一項

三 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第百五条第一項

(平二六法六九・平二七法六六・令三法三七・一部改正)

(組織)

第三条 審査会は、委員十五人をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち五人以内は、常勤とすることができる。

(委員)

第四条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

7 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

10 常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

11 委員の給与は、別に法律で定める。

(会長)

第五条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(合議体)

第六条 審査会は、その指名する委員三人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

(平二六法六九・一部改正)

(事務局)

第七条 審査会の事務を処理させるため、審査会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

第三章 審査会の調査審議の手続

(定義)

第八条 この章において「諮問庁」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十九条第一項の規定により審査会に諮問をした行政機関の長
- 二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第十九条第一項の規定により審査会に諮問をした独立行政法人等
- 三 個人情報の保護に関する法律第一百五十五条第一項の規定により審査会に諮問をした同法第一百四十四条第一項に規定する行政機関の長等

2 この章において「行政文書等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十条第一項に規定する開示決定等に係る行政文書(同法第二条第二項に規定する行政文書をいう。以下この項において同じ。)(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第十三条第二項の規定により行政文書とみなされる法人文書(同法第二条第二項に規定する法人文書をいう。次号において同じ。))を含む。)
- 二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第十条第一項に規定する開示決定等に係る法人文書(行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十二条の二第二項の規定により法人文書とみなされる行政文書を含む。)

3 この章において「保有個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律第七十八条第一項第四号、第九十四条第一項又は第一百零二条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る同法第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。

(平二六法六九・平二八法五一・令三法三七・一部改正)

(審査会の調査権限)

第九条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書等又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書等又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書等に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十三条第四項に規定する参加人をいう。次条第二項及び第十六条において同じ。)又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(平二六法六九・一部改正)

(意見の陳述)

第十条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(平二六法六九・一部改正)

(意見書等の提出)

第十一条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(平二六法六九・一部改正)

(委員による調査手続)

第十二条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第九条第一項の規定により提示された行政文書等若しくは保有個人情報を閲覧させ、同条第四項の規定による調査をさせ、又は第十条第一項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(平二六法六九・一部改正)

(提出資料の写しの送付等)

第十三条 審査会は、第九条第三項若しくは第四項又は第十一条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。))にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 審査会は、第一項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第二項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(平二六法六九・一部改正)

(調査審議手続の非公開)

第十四条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(審査請求の制限)

第十五条 この法律の規定による審査会又は委員の処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

(平二六法六九・一部改正)

(答申書の送付等)

第十六条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(平二六法六九・一部改正)

第四章 雑則

(政令への委任)

第十七条 この法律に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十八条 第四条第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。ただし、第四条第一項中両議院の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。

(施行の日＝平成一七年四月一日)

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成二八年四月一日)

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であって、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(情報公開・個人情報保護審査会設置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第二十二條の規定による改正前の情報公開・個人情報保護審査会設置法第二条の規定により置かれている情報公開・個人情報保護審査会は、第二十二條の規定による改正後の情報公開・個人情報保護審査会設置法第二条の規定により置かれる情報公開・個人情報保護審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年五月二七日法律第五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二九年政令第一八号で平成二九年五月三〇日から施行)

附 則 (令和三年五月一九日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条(住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。)、第四十五条、第四十七条及び第五十五条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定(同表の二十七の項の改正規定を除く。))に限る。)並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定 公布の日

二及び三 略

四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五十条及び第五十八条並びに次条、附則第三条、第五条、第六条、第七条(第三項を除く。)、第十三条、第十四条、第十八条(戸籍法第二百二十九条の改正規定(「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分を除く。))に限る。)、第十九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条(住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定を除く。)、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条から第五十二条まで、第五十三条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五条の二第一項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定を除く。)、第五十五条(がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号)第三十五条の改正規定(「(条例を含む。)」を削る部分に限る。))を除く。)、第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

(令和三年政令第二九一号で令和四年四月一日から施行)

五及び六 略

七 第二十七条(住民基本台帳法第二十四条の二の改正規定及び同法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。)、第四十八条(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十一条の二を同法第七十一条の三とし、同法第七十一条の次に一条を加える改正規定を除く。)、第四十九条及び第五十一条並びに附則第九条(第三項を除く。)、第十条、第十五条、第十八条(戸籍法第二百二十九条の改正規定(「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分に限る。))に限る。)、第二十二条、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第二十九条(住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。)、第三十九条、第四十三条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条(がん登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定(「(条例を含む。)」を削る部分に限る。))に限る。)、第五十七条、第六十六条及び第七十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

(令和四年政令第一七六号で令和五年四月一日から施行)

(罰則に関する経過措置)

第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

〇刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四法律六八)抄
(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄
（施行期日）

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- （施行日＝令和七年六月一日）
- 一 第五百九条の規定 公布の日
-